入所にあたっての確認書　兼　誓約書（2・3号認定用）　②

※下記の事項について内容をご確認のうえ、確認欄にチェック☑をお願いします。

NO.	確　認　事　項	確認欄
1	申し込みの内容に虚偽があった場合は、入所内定及び決定を取り消します。	□
2	保育料は原則、父母の市民税額に基づき決定します。 ※4月～8月分は前年度の市民税、9月～翌年3月分は当年度の市民税により算定。	□
3	安来市から他市町村へ転出される場合は、退所の手続きが必要です。 ※転出手続きをされる前に、子ども未来課へご連絡ください。	□
4	保護者の離婚または結婚により、保育料が変更となる場合がありますので、子ども未来課へご連絡ください。（保育料変更の場合、変更日の翌月から変更となります。）	□
5	今回の申込書の有効期限は令和10年3月31日までとなります。令和10年4月1日以降も入所を希望する場合は再度申し込みが必要となります。	□
6	新規入所または認定内容が変わる方の支給認定証は、入所承諾にあわせて送付します。	□
7	入所期間は、保護者が求職中の場合は入所後90日目の属する月末まで、出産の場合は原則として産前8週と産後8週の月末までです。就学の場合は、就学終了後から90日目の属する月末まで求職活動が理由の入所を可能とします。 ※求職活動の期間が月ごとに1か月に満たない期間は1か月とみなします。	□
8	保護者の仕事等の状況が変更になった場合は、速やかに変更後の就労証明書を提出してください。入所理由がなくなった場合は退所となります。 また、保育時間（標準・短時間）は、事由発生日と変更届日のうち遅い日で変更します。 ※保育料は変更日の翌月から変更となります。	□
9	育児休業明けにお子さんの入所を希望される方は、復職（予定）日のわかる書類をご提出ください。 ※保育所の受入が可能な場合、育休終了日の1か月前からの入所が可能です。	□
10	給食等の食物アレルギー対応については、医師の指示書がある場合のみ行います。食物除去については完全除去での対応を基本とします。	□

【誓　約　書】

保育料の算定に関する税情報等の閲覧、及び入所児童の発育・発達状況等について必要な場合、関係各機関（市税務課・福祉課、保健所・児童相談所等の公的機関）に問い合わせることや、情報提供することを承諾します。

（以下は、私立認定こども園を除く保育所・認定こども園の場合）

決定した保育料について、次のとおり誓約します。

1. 納付方法（口座振替・納付書）に関わらず納付期限を遵守し、納付します。
2. 納付義務者及び配偶者（父母）による納付が困難な場合、祖父母（同居・別居を問わず）が納付します。
3. やむを得ない事情により納付が遅れる場合は、必ず子ども未来課に出向き、担当者に相談します。また、相談により決定した事項を遵守します。
4. 上記1～3項によっても納付しない場合は、法令に基づき地方税の滞納処分の例による財産調査及び差押え等の滞納処分を実施されても異議を申し立てません。

安来市長　様

令和　　年　　月　　日

（保護者）　住所 _____

氏名 _____

※署名の場合は押印の省略可。